# 令和5年度ひまわり基金助成事業

# 災害復旧助成金 実施要領

# 1 助成の目的

本助成事業は、埼玉県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に寄せられた 寄付金を財源として設置する「ひまわり基金」により、地震や台風、豪雨等の自然 災害で直接被害を受けた被災施設の機材、備品等の修理、修繕の費用を助成し、民 間社会福祉施設等の速やかな復旧に寄与することを目的とします。

# 2 助成対象

助成対象	対象経費	対象団体
被災施設の機材、備	○消耗品費	埼玉県内に所在する
品等の修理、修繕費	○器具什器費	民間社会福祉施設•事
用	○修繕費	業所
	○その他県社協会長が認める費用	

# 3 対象実施期間

令和5年4月1日~令和6年3月31日まで

#### 4 助成額

助成金額 1団体上限10万円(助成金額は千円単位)。

なお、対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減 じて助成する。

#### 5 申請方法

#### (1) 提出書類

以下の書類を県社協あてに提出する。

- ア | 災害復旧助成申請書(被害状況報告書) (様式第1号)
- イ D業者修繕見積書又は機材・備品の領収書等
  - ②被災状況を示す状況写真
  - ③新聞記事等の参考資料(必須ではありません)

申請書等の様式については、本会ホームページからダウンロードしてください。 アドレス <a href="https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/community\_3.html">https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/community\_3.html</a>

- ※書類に不足があると受理できません。
- ※原則、提出書類の返却はできません。

# (2) 提出期限

原則として、被災後90日以内。

# 6 助成事業実施における留意事項

- (1) 本基金の助成が決定した場合、本会から提供するシール(ひまわり基金助成事業を示すシール)を備品等に貼付してください。
- (2) 事業を変更する場合

助成決定した内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局まで連絡してください。

- (3) 次の事項に該当する場合は、助成金の金額又は一部を返還していただきます。
  - ア 申請内容に虚偽があることが判明したとき。
  - イ 申請した事業以外に助成金を使用したとき。
  - ウ 事業縮小又は廃止などにより助成金が不要になったとき。

#### (4) 申請後の流れ

交付可否の通知	交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知します。	
実績報告書の提出	助成事業終了後、以下を県社協あてに提出してください。	
	① 提出書類等	
	実績報告書(様式第3号)、経費使途明細書(別紙)	
	※事業実施が確認できる写真等を添付	
	②提出期限	
	助成事業の完了後、1ヶ月以内	

# 7 問い合わせ及び申請書送付先

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 埼玉県ボランティア・市民活動センター

(地域福祉部 地域活動支援課) 助成事業担当

TEL: 048-822-1435 FAX: 048-822-3078

※封筒には「ひまわり基金災害復旧助成金申請」と明記してください。